

「徳島県地域防災計画」の修正案について

1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定。
- 本計画は、県・国・市町村及び防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの。

2 主な修正項目

（1）「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

- ① 「臨時情報」発表時における体制、情報伝達、住民への周知
 - ・ 県は、臨時情報の種類（「調査中」、「巨大地震注意」、「巨大地震警戒」）に応じて、災害対策本部等を設置する。
 - ・ 県は、「臨時情報」を関係機関等に対し、迅速かつ適切に伝達し、その周知徹底を図る。
 - ・ 県及び市町村は、「臨時情報」の内容、交通・ライフライン等の住民生活に密接に関係する事項について広報する。
- ② 「半割れ」ケースにおける事前避難対象地域の避難計画の策定
 - ・ 市町は、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、1週間の避難を継続すべき地域を「事前避難対象地域」としてあらかじめ定める。
 - ・ 市町や施設管理者は、住民や施設利用者等が安全に避難できるよう避難所、避難経路等の避難計画を策定する。

（2）「徳島県復興指針」策定に伴う「事前復興」の推進

- ① 事前復興の推進
 - ・ 県及び市町村等は、年内策定予定の「徳島県復興指針」に基づき、被災後の復興プロセスの事前理解や復興に向けた体制の構築、人材育成、地域コミュニティの維持・再生・育成等、復興に向けた事前の準備・実践である事前復興を推進する。

(3) 近年の災害を踏まえた施策・取組

平成30年7月豪雨

① 警戒レベルによる防災情報の提供

- ・ 市町村は、5段階の警戒レベルを明確にして避難勧告等を発令する。
- ・ 国（地方整備局・気象台）及び県は、避難勧告等の発令基準となる防災気象情報を、警戒レベルとの対応を明確にして発表する。

② 住民の避難行動への理解・促進

- ・ 県及び市町村等は、地域の防災力を高めるため、一般住民向けの防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実に努める。

令和元年台風第15号及び第19号等

① 大規模停電への備え

- ・ 県、市町村、企業等は、大規模停電時に備えて、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備を図る。

② 河川氾濫への備え

- ・ 国及び県は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、指定河川洪水予報について、警戒レベルと住民等がとるべき行動との関連を明確にして伝達する。

(4) 国の防災基本計画の修正に伴う事項

昨年発生した災害の教訓を踏まえた修正

① ため池の耐震化や統廃合の推進

- ・ 県及び市町村は、防災重点ため池について、ハザードマップの作成・周知や耐震化や統廃合を推進するものとする。

② 液状化ハザードマップの作成・公表

- ・ 県及び市町村は、地震による液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

③ 走錨等に起因する海上事故防止のための監視体制の強化

- ・ 海上保安部は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域における監視体制の強化を図る。

その他施策の進展を踏まえた修正

① 行政・NPO・ボランティア等による情報共有会議の整備・強化

- ・ 県及び市町村は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等と連携し、被災者ニーズ等について意見交換する情報共有会議を整備・強化する。

② 中小企業等の防災・減災対策の普及・促進

- ・ 県・市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等の防災・減災対策を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。